

## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社みずほ銀行（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する東京地方裁判所判事補伊藤庄平（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、[REDACTED]、  
[REDACTED] 及び [REDACTED] に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対

し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月18日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 徳岡 治



乙 株式会社みずほ銀行



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と花王株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する横浜地方・家庭裁判所川崎支部判事補初谷朋美（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、花王株式会社  
等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。  
ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。  
ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙（乙の関係会社を含む）において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するためには、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月14日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡 治



乙 花王株式会社



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社三菱UFJ銀行（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣するさいたま地方裁判所判事補中村暢明（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、

及びに配属されるも

のとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その

取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月11日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡 治



乙 株式会社三菱UFJ銀行



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）とENEOS株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣するさいたま家庭・地方裁判所川越支部判事補彦田まり恵（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、

■に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月11日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡



乙 ENEOS株式会社



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と日本郵船株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する千葉地方裁判所判事補浅井彩香（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、甲における研修を乙にて行うものとする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、

に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

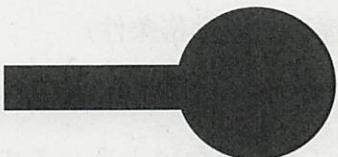
令和6年3月12日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 徳岡 治



乙 日本郵船株式会社



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）とLINEヤフー株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する千葉地方・家庭裁判所木更津支部 判事補井上寛基（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、[REDACTED]に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

2 甲は、丙に係る社会保険につき乙の負担が生じないことを確認する。

### （福利厚生）

第5条 丙の福利厚生は、甲の定める規定に従い、甲が行う。

### （派遣中の費用）

第6条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第7条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により

連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第8条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第9条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第10条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならず、丙は乙に対し、丙が乙より開示を受ける情報及び丙が乙の施設内で知り得る情報の取扱いに関する誓約書を提出し、その内容を遵守する。ただし、丙が研修結果を甲に報告するために必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではなく、当該承認の範囲内で、甲のみに開示することができる。

(その他)

第11条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月6日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡



乙 LINEヤフー株式会社

代 表 取 締 役 出 澤 剛



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と京セラ株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する大阪地方・家庭裁判所判事補立仙早矢（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、[REDACTED] 及び [REDACTED] に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

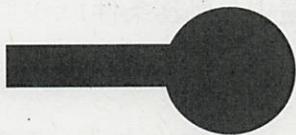
令和6年3月13日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡 治



乙 京セラ株式会社



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社デンソー（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する岐阜地方・家庭裁判所判事大村麻衣（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、

に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するため、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

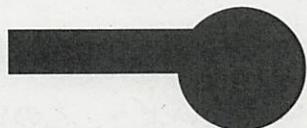
令和6年3月11日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 徳岡 治



乙 株式会社デンソー



## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する福岡地方裁判所判事補清光絵梨（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、  
■に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

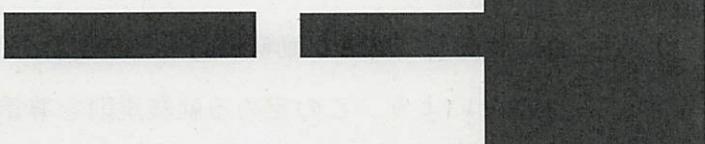
令和6年3月18日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 徳岡



乙 九州旅客鉄道株式会社



## 確 認 書

最高裁判所(以下「甲」という。)と日本銀行(以下「乙」という。)とは、甲がその所属の職員平高結衣(以下「丙」という。)を乙に派遣して行う民間派遣研修(以下「研修」という。)の取扱いについて、以下の事項を確認する。

### (目 的)

第1条 本研修は、丙に乙の業務を体験させることにより乙の機動的、効率的な業務の進め方、発想方法等を理解させることを目的とする。

### (期 間)

第2条 丙の研修期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### (研修の内容等)

第3条 研修の内容並びに乙における研修指導者の氏名及び職名は、別紙のとおりとする。

### (研修の実施状況の把握方法)

第4条 乙は、研修の内容並びに進行状況、丙の受講の状況等について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

### (給与、出張旅費等の負担)

第5条 研修期間中の丙の給与は、甲が丙に全額を直接支給する。丙が乙の業務を体験することに伴って発生する丙の出張等の費用(外国出張を除く。)及び甲が丙に命じることで発生する費用についても原則として同様とする。ただし、本件研修の過程において、乙が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行(海外に関するもの)については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### (服 務)

第6条 丙は裁判官としての服務上の規制(裁判所法第49条、第75条第2項及び第80条並びに官吏服務紀律第1条及び第3条ないし第5条等)をおつてるので、乙は、丙がこれに抵触するような事態が生じることのないよう、必要な配慮を行うもの

とする。

2. 丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(研修期間中及び通勤による災害)

第7条 丙の研修期間中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行うものとする。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(研修態勢)

第8条 丙は、研修期間中、乙の就業規則を尊重するとともに、研修のカリキュラムの遂行に当たっては、乙の研修指導者の指導、監督、助言等に従うものとする。ただし、丙が傷病により連續して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、研修に関する取扱いを協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙は、乙で知り得た機密を、研修中及びその終了後もこれを一切漏らし、または盗用してはならない。

2. 甲は、前項の定めを丙に遵守させるとともに、丙が前項に違反した場合には、誠意をもって乙と協議にあたるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

令和6年3月7日

甲 最高裁判所事務総局  
人事局長

徳岡 治



乙 日本銀行  
総務人事局審議役(人事運用担当) 奥野聰



(別紙)

1. 研修の内容

██████████において、金融システムの安定のための諸施策に関する企画・調査  
に従事

2. 研修指導者

日本銀行 金融機構局 総務課長 矢野 正康

## 覚書

最高裁判所（以下甲という。）と一般社団法人日本経済団体連合会 21世紀政策研究所（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する東京地方裁判所判事補西村有紗（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、21世紀政策研究所に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病

により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月11日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 徳岡 治



乙 一般社団法人日本経済団体連合会

